

愛知学院大学GPA活用に関する要領

平成31年3月5日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知学院大学GPA制度に関する内規第9条に基づき、GPAの活用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 GPAの具体的な活用方法を提示することにより、学生の学修意欲の高めるとともに、学生の学修支援に役立たせることを目的とする。

(GPAの評価基準)

第3条 GPAの数値は、次の基準により評価する。

GPA	評価
4.000以下 ～ 3.400以上	秀
3.400未満 ～ 2.700以上	優
2.700未満 ～ 2.000以上	良
2.000未満 ～ 1.300以上	可
1.300未満 ～ 0.800以上	注意
0.800未満	警告

(GPAの活用)

第4条 前条の基準により次のようにGPAを活用する。

- (1) 評価の「秀」または「優」を成績優秀者とし特待生等の規準とする。なお、GPAの詳細な数値基準については、それぞれの案件にて定めることとする。
- (2) 卒業時に総合GPAの評価が「良」以上であることが望ましいこととする。
- (3) 学期GPAの評価が「注意」となる学生は、面談・修学指導の対象とすることがある。
- (4) 学期GPAの評価が「警告」となる学生は、面談・修学指導の対象とする。また、複数回続けて「警告」の評価となった場合は、愛知学院大学学則第34条第3項第2号に準じ、「退学勧告」の対象となることもある。

(事務)

第5条 この要領に関する事務は、教務担当部課所が所掌する。

(改廃)

第6条 この要領に関する改廃は、教務委員会において審議し、学長の承認を得る。

附則

この要領は、平成31年4月1日より施行し、第4条第4号については、平成31年度入学者から適用する。